

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令	1

訓 令

高知県訓令第3号

本 庁
各出先機関

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

高知県知事 濱田 省司

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年12月高知県訓令第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「勤務時間を割り振らない日」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。第5条において「勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日」に改め、同条に次の1項を加える。

7 前各項の規定にかかわらず、所属長は、職員の申告を考慮して、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。